平成30年度 主な入札契約制度について

I. 入札契約制度全般に関すること

(1) 〔建設工事〕ランダム最低制限価格の試行実施【新規】

土木工事(総合評価案件除く)において、くじ件数の抑制を目的として、ランダム 最低制限価格を、試行実施します。詳細は別途お知らせします。

(2) [建設工事] 新潟市工事請負契約約款の改正【改正】

本市では、平成28年10月1日から社会保険等未加入業者との一次下請けを原則禁止していますが、この取り組みを約款の条文に盛り込みました。平成30年4月1日以降契約の場合は、必ず改正後の約款であることを確認して、契約書を作成してください。

(3) [建設工事] 女性技術者の配置を参加資格要件とする入札の実施【拡充】

女性技術者の登用・育成(内勤の女性技術者の現場への登用や、新規雇用の促進など)の取り組みとして、女性技術者の配置を参加資格要件とする建設工事の入札を平成29年度に引き続き、実施します。建築工事については、平成29年度実施案件が不調となったことから、対象金額を引き上げ、配置要件を担当技術者まで拡大して実施します。

(4) 〔共通〕市内企業への優先発注【継続】

機械器具設置工事などの特殊な案件を除き、引き続き市内企業への優先発注に努めます。

Ⅱ. 総合評価方式に関すること

(1)総合評価案件における適切な入札方式の活用【改正】

会計検査院、および国土交通省等の通知に基づき、最低制限価格制度と同様な運用を廃止し、低入札価格調査制度を活用します。

「現行〕最低制限価格と同様に計算した値を下回った場合、入札は無効。

[改正] 調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施。 調査の結果、「適合」の場合、落札候補者となります。 調査の結果、「不適合」の場合、失格となり次位者が繰り上がります。

(2) 障がい者雇用について【改正】

「障害者の雇用促進等に関する法律」の改正に伴う法定雇用率を適用します

「現行」法定雇用率2.0%以上を評価します。

[改正] 法定雇用率2. 2%以上を評価します。